

*各種申請書の記載項目の
被保険者証の【記号番号】欄、または【備考（個人番号）】欄のいずれかに必要項目を記載してください。

被保険者証の【記号番号】に代えて、
個人番号により申請する場合、申請書の記載項目【備考】欄に個人番号を記載してください。
（その場合、被保険者証の記号番号は記載不要。）

なお、
個人番号を記載した場合は、個人番号および本人の確認をするための添付書類が必要となりますので、以下の書類を添付してください。

個人番号確認	本人確認
① 個人番号カード写	① 個人番号カード写
② 通知カード写	② 運転免許証写、運転経歴証明書、パスポート写、身体障害者手帳写、在留カード写、特別永住者証明書等
③ 個人番号が記載された住民票写、住民票記載事項証明書	③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの

海外で療養を受けたとき

1. 申請書類

- (1) 「療養費（付加金）支給申請書」（給2）
- (2) 領収書（原本）
- (3) 医科の申請のときは、給2－添付1・2・3により医療機関での証明を得てください。
- (4) 歯科の申請のときは、給2－添付4により医療機関での証明を得てください。
- (5) 受診した者のパスポートの写し
（写真が貼付されている身分事項ページおよび受診した日が渡航期間内とわかるページ）
- (6) 調査に係る同意書（給2－添付5）

2. 提出時の注意

- (1) 各証拠書類が外国語で記載されている場合は、日本語の翻訳を添付し、また翻訳文には翻訳者の氏名および住所を記載して下さい。
- (2) 療養を目的として海外に出向き、診療を受けた場合は支給されません。
- (3) 費用の算定に関しては、各国で治療の内容、費用も異なると考えられますが、療養費の場合、必ずしも医療機関に支払った費用の全額が支給されるわけではありません。

国内の保険医療機関にかかった場合を基準として審査し、実際に支払った額が基準額よりも多いときは基準額、少ないときは実費額を基にその額から一部負担金相当額を控除した額が支給されます。
海外療養費についても、支給される金額は保険診療を受けた場合に準じた金額となります。

また、支給額の算定には、支給決定日における外国為替換算率（売レート）が用いられ、邦貨に換算されます。
- (4) 現在、海外に在住している被保険者からの療養費などの支給申請は、被保険者が直接行うのではなく、原則として事業主を経由して行います。
また、給付金の受領は事業主などが代理して行いますので、健保組合から直接海外への送金はいりません。
- (5) パスポートに受診した日が渡航期間内とわかるページに出入国のスタンプがない場合は、航空券の半券を添付してください。
- (6) 調査に係る同意書について、療養を受けた事実を確認するため、海外の関係機関（医療機関等）に対して照会を行い、当該関係機関等からの必要な情報を受けることがありますので、同意するようお願いいたします。